

# 令和6年度当初予算編成方針

## 【国の動向】

政府は、本年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太方針2023）において、国内外での環境の変化に対応した「マクロ経済運営の基本的な考え方」を示すとともに、「新しい資本主義」を加速させるため、構造的賃上げの実現と人への投資による分厚い中間層の形成に向けた取組、投資の拡大と経済社会改革を実行するため、GX（グリーントランスフォーメーション）・DX（デジタルトランスフォーメーション）、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官民連携による国内投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示している。

また、未来への投資であるこども・子育て政策は、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減等の取組を、国民に実質的な追加負担を求めることなく、安定的な財源の確保とともに政府を挙げて推進していくこととしている。

当面の経済財政運営については、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、今後も機動的に対応するとともに、令和6年度予算編成に向けた考え方では、「骨太方針2023、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する」としている。

## 【町の財政状況と財政見通し】

本町の財政状況は、令和4年度一般会計の決算において、実質収支が約3億7千万円の黒字となった。

歳入では、町税が前年度に比べ約1億6千万円、寄附金が約8千万円の増となった一方で、東日本大震災に係る復旧・復興事業の完了に伴い、繰入金金が約7億8千万円、繰越金が約3億5千万円の減となり、歳入財源全体に占める自主財源の割合は前年度に比べ7%減の37.7%と、昨年度以上に地方交付税などの財源に依存する形となった。

歳出では、義務的経費が前年度に比べ約1億4千万円の減となった一方で、松島大橋災害復旧事業により、投資的経費が前年度に比べ約8億3千万円の増となった。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、人件費、光熱

水費及び公債費の増に伴い、95.7%と前年度に比べ8%上回り、より硬直的な財政状況となった。

本町の財政見通しは、歳入では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類移行に伴う個人消費やインバウンド需要の回復などによる地域経済への波及効果が見込まれる一方で、社会情勢を背景とした経済の先行きの不透明さは依然として継続しており、税収の予測がしにくい状況である。

歳出では、人件費や社会保障関係経費の義務的経費、公共施設の維持管理経費に加え、社会情勢を背景とした各経費の増加が避けられない中、東日本大震災の復旧・復興事業の完了に伴う精算、「保健福祉センター大規模改修事業」及び「(都)根廻・初原線道路整備事業」において多額の事業費が見込まれ、これまで以上に厳しい状況が予想される。

これらのことから、限りある財源において将来にわたり健全な財政運営を進めるため、全職員が現在の財政状況を認識し、財源の確保、経費の見直し及び事業の選択と集中によるスリム化・重点化を図る必要がある。

## 【令和6年度予算編成の基本方針】

令和6年度の予算編成は、将来像である「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」の実現に向けた取組を進めるにあたり、各課局においては、財源の確保に注力するとともに、限られた財源を最大限に活用するため、既存事業を再検証の上、類似事業の統合、費用対効果の低い事業の廃止又は縮小を図るなど徹底した見直しを行うことにより、令和5年度当初予算規模と同額の65億円弱を目指すものとする。

また、新型コロナウイルス感染症や、現在、優先的に取り組むべき物価高対策などについては、国や宮城県の動向を注視しながら情報収集を徹底し、迅速かつ積極的・戦略的に事業を実施することとし、次のことを基本方針とする。

### 【基本事項】

#### (1) 長期総合計画後期基本計画と連動した予算編成

長期総合計画基本構想に掲げる将来像の実現に向け、長期総合計画実施計画に計上された事業については、採択された事業費を上限とするとともに、不採択事業の予算計上はいかなる理由においても認めない。

## (2) 徹底した歳入歳出の見直しと事業の選択と集中

すべての事業について、社会情勢を考慮した経済状況や将来見通し、財政状況等を勘案し、事業の目的やねらい、最終形のイメージを明確にした上で、事業の「必要性」「緊急性」「優先性」の観点から事業実施時期の検討や見直し、類似事業の統合や費用対効果の低い事業の廃止又は縮小も含め、事業の選択と集中を徹底して行うこと。

なお、新規事業を要求する場合は、各課局内において、必ず要求する事業費と同額以上の既存の事業を廃止（スクラップ・アンド・ビルド）すること。

## (3) 職員定数等の適正化

事業の統廃合、業務の効率化、民間への委託等による業務改善を積極的に実施し、職員定数及び職員配置数並びに会計年度任用職員配置数の適正化を図ること。

## (4) 経常的な事務事業に係る経費

事務事業の必要性を検証のうえ、効率化を図り、経常的な事務事業に係る経費の一般財源の額を、令和5年度当初予算に対して、同額以下で要求すること。

ただし、人件費や物価高に伴う燃料費・光熱水費・業務委託料の上昇分については、客観的なデータを根拠として示すことを条件とし、特殊事情としての要求を認める。

なお、事務事業の統合等を行う場合においても、統合等以前の経費の合算額以下で要求すること。

## 【歳入に関する事項】

### (1) 町税

社会情勢を考慮した経済状況、税制改正等を見極め、的確な年間税収入を見込むこと。

### (2) 国庫支出金及び県支出金

国や宮城県の動向を注視し、新たな補助制度の創設や制度改正について積極的な情報収集を行い、事業の継続性を踏まえ財源の確保に努めること。

特に、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に対応した交付金制度については、疲弊した町民生活や地域経済に対する事業に対し、引き続き活用が見込まれることから、情報収集を図り積極的な活用に努めること。

また、国・県補助金が打ち切られる事業については、真にやむを得ない場合を除き原則廃止とすること。

### (3) 町債

過疎対策事業債を含む町債については、事業効果が後世の住民に及び、負担の年度間調整を図ることが公平であるかどうかを慎重に判断するとともに、単なる財源確保の手法としての起債は控えること。

### (4) その他の収入

各種団体が行う助成制度について情報収集に努め、積極的な活用を図ること。

また、町が所有する財産の有効活用として貸付を行うとともに、有効活用が困難な公有財産は処分することを検討し、積極的な収入確保に努めること。

なお、ふるさと納税基金の充当先は町長との協議の上決定するものであることから、当基金を財源と見込んだ予算計上は行わないこと。

## 【歳出に関する事項】

### (1) 徹底した経費の圧縮や節減

職員一人一人がコスト意識を高め、創意工夫による事業の効率化に取り組み、時間外勤務の縮減、事務費や施設管理経費の節減等に努めること。

### (2) 既存事務事業

社会情勢を考慮した経済状況や町民ニーズの的確な把握に努めるとともに、行政評価制度に基づいた効果検証により必要性又は有効性が低いと評価された事業、費用対効果やニーズの低い事業は、廃止又は縮小を検討すること。

### (3) 新規事務事業

基本事項にも記載したとおり、長期総合計画基本構想に掲げる将来像の実現に向け、長期総合計画実施計画に計上された事業については、採択された事業費を上限とするとともに、不採択事業の予算計上はいかなる理由においても認めない。

### (4) 扶助費

予算の積算にあたっては、安易に伸び率等を使用するのではなく、見込額を精査し、過大な予算要求とならないよう努めること。

### (5) 各種団体に対する補助金等

事業の目的及び補助基準の明確化を図るとともに、補助の必要性及び効果を検証し、補助の役割を終えたものや効果の低いものは積極的に整理縮小に努めること。

### (6) 普通建設事業

長期総合計画実施計画に計上されている事業を基本とし、採択された事業の内示額を上限とすること。

また、機能や維持管理の効率性に留意し、コスト低減を図るため標準的な仕様とし過大な投資を避けること。

### (7) 公共施設等

震災以降各種施設が新規に整備されたことによる維持管理費の増加、施設の老朽化による改修費用の増加が多大な財政負担になることが予想されており、経費の節減や施設の長寿命化を図るとともに、人口減少が進む状況を踏まえ、統廃合を含めた施設のあり方を検討し、適正配置の実現に努めること。

### (8) 補助事業

長期総合計画実施計画に計上されている事業を基本とし、採択された事業の内示額を上限とすること。

事業の目的・成果目標・継続性などを踏まえ、中長期的な視点で十分に検討し、真に必要な事業のみ要求すること。

## 【特別会計及び公営企業会計に関する事項】

### (1) 特別会計

安定的な運営のため、保険料の徴収率向上や給付費の適正化などに取り組み、財政の健全化に努めること。

### (2) 公営企業会計

効率的・合理的な編成と執行、自己財源の確保を図り、一般会計からの繰入を可能な限り抑制するよう努めること。

## 【その他の留意事項】

- 1, 当初予算は年間予算として編成することとし、原則、補正予算は法令若しくは制度の改正等、また、その後に生じた災害等、特別な事由に基づくものに限定すること。
- 2, 早急に解決すべき懸案事項、議会及び監査委員からの指摘・要望事項、予算査定または執行の際に指摘を受けた事項については、十分に検討した上で予算要求すること。
- 3, 課内・班内等で必ず予算案の打合せを課長・班長等と行った上で予算要求し、ヒアリングに臨むこと。